

周南市議会タブレット端末機賃貸借及び通信サービス利用業務
に関する仕様書

1 業務名

周南市議会タブレット端末機賃貸借及び通信サービス利用業務

2 目的

議会運営のペーパーレス化により、効果的・効率的な議会運営と情報伝達の即時化、情報の共有化を図るため、タブレット端末機（以下「端末」という。）の賃貸借及び通信サービスの利用契約を行う。

3 契約の概要

(1) 端末の導入形態

賃貸借契約による。

(2) 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで（60か月）

なお、端末の流通が不安定であることに鑑み、端末の納入が遅れる場合については、契約後に本市と協議の上、利用開始日を決定する。ただし、この場合の利用期間も利用開始日から5年間（60か月）とする。

(3) 台数

40台

4 業務の内容

本業務の内容は、次の（1）から（8）までの項目を一括して行うものとする。

(1) 端末の納入

以下の仕様を満たす端末一式を納入すること。なお、全て新品未使用品とし、同一機種・同一色で統一すること。

数量	40台
仕様	① OS iPadOS 18以上 ② 通信方式 Wi-Fi + Cellular ③ 通信機能 Wi-Fi 6E 対応

	<p>5 G ・ L T E （ 4 G ） 対 応</p> <p>Bluetooth5.3 対 応</p> <p>④ 内部ストレージ 128GB以上</p> <p>⑤ メモリ 8GB以上</p> <p>⑥ CPU 8コアCPU（Apple M3チップ相当品）以上</p> <p>⑦ 画面サイズ 13.0インチ以上</p> <p>⑧ 色 指定なし</p>
付属品	電源アダプタ及び充電ケーブル

（2）通信サービスの提供

以下の仕様を満たすデータ通信回線を提供すること。

数 量	40回線
仕 様	<p>① 1回線あたりのデータ通信量の上限が3GB／月以上の定額料金プランであること。また、最低でも3GB／月までは通信速度が制限されないこと。</p> <p>② 調達する全ての回線でデータ通信量をシェアして利用するサービス形態とすること。</p> <p>③ 5G通信に対応していること。また、5Gに対応していないエリアではLTE（4G）通信に対応していること。</p> <p>④ インターネット及び電子メール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。</p> <p>⑤ 管理者（周南市議会事務局）が Web ブラウザにて回線毎のデータ通信量を確認できること。</p> <p>⑥ データ容量の追加は管理者の権限により行うものとし、管理者以外は追加できないようにすること。</p> <p>⑦ その他、通信サービスを利用する上で必要となるものについては、全て調達すること。</p> <p>⑧ 本市議会フロア及びその周辺、利用者の自宅において、契約期間中に通信回線の状況不良が生じた場合は、無償で調査及び改善提案を行うこと。</p> <p>⑨ 有害サイトのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。</p>

(3) モバイル端末管理サービス (MDM) の導入

以下の仕様を満たすモバイル端末管理サービス (MDM) を導入すること。なお、各機能は管理者 (周南市議会事務局) が実行できること。

数 量	40 端末分
仕 様	<ul style="list-style-type: none">① 管理者によって端末の遠隔ロックや初期化 (工場出荷状態に戻すこと) ができること。また、端末が圏外・電源OFF等により遠隔ロック・初期化に失敗した場合であっても、通信可能になった際、自動的に適用されること。② 通信回線の利用中断・再開ができること (MDM専用ヘルプデスク等を通じて行う場合を含む)。③ アプリのインストール制限やアプリの一括配布ができること。④ 紛失時に端末の位置情報を取得できること。⑤ 管理者が使用する管理画面は Web ブラウザにて動作し、特別なソフトウェアのインストールを必要としないこと。

(4) チャットツールの導入

以下の仕様を満たすチャットツールを導入すること。

数 量	40 端末分
仕 様	<ul style="list-style-type: none">① セキュリティ対策として、チャットツールのデータは国内のデータセンターで管理されること。② プッシュ通知で新着メッセージを把握できること。③ Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF等のファイルの送信ができること。④ 発信したメッセージの既読者・未読者を把握できること。⑤ カレンダー機能によりスケジュール管理が行えること。

(5) 端末の初期設定

- ① 納品する各端末の利用開始設定 (MDMのアクティベーションを含む。) を行うこと。
- ② データ通信等が利用できる状態で納品すること。
- ③ 各端末を識別するためのシールを貼付すること。なお、識別番号、シールの大きさ、位置等は協議の上、決定する。
- ④ 端末の管理台帳を電子データで納品すること。

- ⑤ 本市議会フロアにおける Wi-Fi のアクセスポイントの情報を各端末に設定すること。
- ⑥ 上記（４）のチャットツールをインストールした上で納品すること。
- ⑦ 本市が別に調達するペーパーレス会議システムをインストールした上で納品すること。その他のアプリの事前インストールについては、本市と協議した上で行うこと。

（６）マニュアルの作成及び研修

- ① 管理者向けの研修を１回、運用開始までに周南市役所本庁舎で対面にて行うこと。なお、日程は本市と協議した上で決定する。
- ② 端末の管理者及び利用者向けマニュアルを作成すること。
- ③ チャットツールの利用者マニュアルを作成すること。
- ④ その他、端末を運用する上で必要なマニュアルを作成すること。
- ⑤ 各マニュアルは、電子データで提供すること（Web マニュアルも可）。

（７）運用支援

各端末へのアプリの一括配付や機能利用制限、その他端末の設定に関する支援を行うこと。

（８）保守及び補償サービス

- ① 受付対応時間は、月曜日から金曜日の午前９時３０分から午後５時までとする（祝日・年末年始を除く。）。
- ② 本市からの問い合わせに迅速に答えられるよう体制を整えておくこと。
- ③ 端末の紛失及び盗難時における利用状況の監視、遠隔による端末のロック・利用中断・初期化等の対応については、２４時間３６５日、電話受付が可能であること。
- ④ 通信障害が発生した場合は、障害を切り分け、速やかに障害への対応策を講ずること。
- ⑤ 故意又は重過失による場合を除き、利用期間中における端末の破損・水濡れ・紛失等を補償（無償交換）すること。なお、紛失の補償は少なくとも年１回、その他の補償は回数の制限なく適用可能であること。
- ⑥ 初期不良による不具合が発生した端末については、新品と交換すること。
- ⑦ 端末を交換する場合は、初期設定等を行った上で納品すること。なお、初期設

定等を行う項目については、別途協議した上で決定する。

5 納品場所・納期

- (1) 端末の納品場所は周南市議会事務局とする。
- (2) 納期の目安は、令和7年10月31日とする。なお、端末の流通が不安定であることに鑑み、端末の納入が遅れる場合については、契約後に本市と協議の上、納期を決定する。
- (3) 納品時に不要となる梱包材及びゴミ等は、納品時に持ち帰ること。

6 請求及び支払方法

- (1) 初期費用については、令和7年度分として一括請求すること。
- (2) 賃借料、通信料及びその他必要な経費については、全端末分を一括して当該月の翌月に請求すること。なお、端末賃借料は、契約期間（60か月）で分割した額とする。
- (3) 支払いは、適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。
- (4) 端末・回線ごとに、端末賃借料、通信料及びデータ通信量が確認できる内訳明細書を請求書に添付すること。なお、Web上で内訳明細を閲覧できる機能を提供する場合は、請求書への添付を省略することができる。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、業務上知り得た一切の情報は本業務でのみ使用し、本市の同意なくして第三者に漏えいまたは開示してはならない。なお、業務終了後にあっても同様とする。
- (3) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度協議して本業務を進めること。
- (5) 本業務における契約は、周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年3月29日条例第10号）第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降の履行期間において、各年度における長期継続契約の予算の範囲内で契約を継続するものである。